

議員提出議案第6号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年9月21日

提出者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄
賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美
賛成者 三朝町議会議員 西 村 武津美
賛成者 三朝町議会議員 岩 井 澄 雄
賛成者 三朝町議会議員 平 井 晃
賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫
賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

平成13年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定数	所 管	名 称	定数	所 管
総務常任委員会	6人	略	総務常任委員会	6人	略
産業建設常任委員会	<u>5人</u>	略	産業建設常任委員会	<u>6人</u>	略
教育民生常任委員会	<u>5人</u>	略	教育民生常任委員会	<u>6人</u>	略

附 則

この条例は、平成13年11月18日から施行する。